

令和3年神奈川県議会第一回定例会本会議 防災警察常任委員会

令和3年3月3日

小野寺委員

私からはまず、新型コロナへの対応の教訓と後世への伝承についてというテーマで質問をさせていただきたいと思います。

新型コロナの対応も1年を越えました。この間、県は医療体制の整備をはじめ、県民事業者への支援、要請など、まさに未体験ゾーンの中で試行錯誤を重ねながら対応してきたものと思っています。くらし安全防災局も県対策本部の運営を担う立場で、様々な対応と経験を重ねてきたと推測をしているところです。

先日の本会議においては、藤井議員が取り上げたところですが、新型コロナに関わる今回の貴重な経験を通じて得られた教訓を後の世代に伝え、そして将来の危機管理に生かすことは極めて重要であると考えています。

そこで、新型コロナへの対応の教訓と後世への伝承について、くらし安全防災局の関わりを中心に何点か伺ってまいりたいと思います。

まず、新型コロナのような感染症も含めて、危機事象は本当に様々あると思いますが、県の危機管理体制において、くらし安全防災局はどのような役割を担っているのか、説明を願います。

総務危機管理室長

県の危機管理体制は、神奈川県危機管理規則、神奈川県危機管理対処方針、この二つで基本的な事項を定めております。平時の体制については危機管理規則により、各局長を危機管理官、地域県政総合センター長を地域危機管理官として、それぞれの所管事務、所管区域を所掌し、くらし安全防災局長が統括危機管理官として情報を集約し、全庁の活動を調整する役割になっています。

災害や深刻な危機事象が発生し、全庁的な対応が必要となった場合には、その事象に応じた本部体制をしくことになります。くらし安全防災局は、その対策本部の統制部として、本部長の知事を支え、本部体制の統括、各局の連絡調整などを担っているところです。

小野寺委員

それでは、今回の新型コロナへの対応に関して、くらし安全防災局はどのような役割を果たしているのか確認をさせてください。

総務危機管理室長

新型コロナ対応の基本となるものは新型インフルエンザ等対策特別措置法です。それに基づく措置を行うために、所管部局において対策本部の要綱を定めています。くらし安全防災局は本部の運営を担う統制部の役割を担っています。具体的には、本部会議の開催、また関係各局との連絡調整などの統制部本来の業務があります。そのほか、本部開催の役割分担、全体の役割分担の中で県民への外出自粛の呼びかけ、事業者への休業及び時短の要請をくらし安全防災局が中心となって実施してきたところです。

小野寺委員

統制部としての役割を果たしてきたということですが、この統制部としての

運営を行う中で、特に留意してきたことがあれば説明をお願いしたいと思います。

総務危機管理室長

特措法に基づく具体的な措置を局として担うことをあらかじめ想定していたわけではありません。初めて経験する事態の連續だったと実感しています。本部会議に関しては、状況や政策環境の変化を捉えて、機を逸することなく、タイムリーに本部会議を設定する必要があります。また、何といっても、今、何を事業者や県民の方に呼びかけるのか、それを知事メッセージの中にどう込め、どう発信していくのか、関係局との連携の中で、最大限に注意を払ってきたところです。

また、現在、飲食店に対する時短要請を行っていますが、5万軒を超える膨大な数の店舗の営業実態を把握することの難しさがありました。昨年、パチンコ店に対して行いましたが、その比ではなかったと思います。可能な限り職員を動員して、繁華街の人出の状況の確認も含め、直接確認し、応じていただけないところには丁寧にお願いしていくことに留意してきたところです。

また、今回の宣言では、非常事態宣言時よりも人出が減っていないことが課題になっております。効果の検証というの非常に難しいところではありますが、できる限り職員が街頭に出て、チラシやティッシュを配り、駅構内でプラカードを持って立つなどの取組を通じて、少しでも要請が伝わるよう留意しているところです。

小野寺委員

本会議で知事が、後世に引き継ぐ事項として、民間企業との連携と外部人材の活用ということを挙げていましたが、民間との連携に関して、くらし安全防災局としてはどのような対応を行ってきたのか説明願います。

総務危機管理室長

昨年、緊急事態宣言が発出された際、内閣官房が民間の携帯会社のデータを活用して、人の流れの傾向を発信しているのを見ました。それを見て、県としていち早く本県独自に観測箇所を設定し、その会社のデータを使って人流の傾向の発信を行いました。これは自治体としては全国に先駆けての取組でした。

また、感染者が増加傾向となり、本県の特徴として年末の初詣の名所が多いことから、初詣の感染拡大防止が課題だと考えました。そこで、神奈川県神社庁をはじめ、主要な神社、お寺などを訪問し、個別に調整を行って、県がチラシ、ポスターを作成し、連携して普及啓発を図ってきました。

さらに、今回の緊急事態宣言に当たっては、外出自粛を呼びかけるポスター、チラシを作り、鉄道や高速道路の運営会社と連携した広報も実施しているところです。

また、令和2年11月に実施した横浜スタジアムでの技術実証も、民間企業との連携プロジェクトとして、政策局と連携して取り組んできたところです。

小野寺委員

高速道路に外出自粛をというサインが出ているのも県の取組でしょうか。

総務危機管理室長

道路管理者と県警察と連携し、そのような電光掲示板による表示を行ったと

ころです。

小野寺委員

これも本会議での一般質問で触れたところで、先ほど先行会派の議論の中にもありました。県が東日本大震災の被災地支援に当たった職員には、かなりの数の方々がいらっしゃるわけですが、この経験を意見集にまとめていると伺っています。これはくらし安全防災局の所管であると伺っているのですが、どのように取りまとめを行ったのか、参考までに伺います。

総務危機管理室長

この意見集を作った当時の平成28年、29年には、東北の被災地に派遣している職員が94人いました。今はコロナでなかなか難しいですが、当時、帰庁報告会として、少なくとも年1回、県庁に来て、いろいろな話を聞かせていただきました。また、幹部職員が被災地を訪問した際に、現地で意見交換を行う形で意見の把握に努めました。

さらに、この意見集のために県職員にアンケートを行い、今後の県の施策に生かすような意見を聞きました。当時、57人からアンケートの回答をいただき、220程度の意見をいただきました。そのようなものを整理して意見集にまとめました。

小野寺委員

今回のコロナも、県庁のほぼ全ての部局に関わって様々な対策に当たっている職員の方がいらっしゃいます。そのときの経験を生かしていただいて、今後のコロナの記録にも反映させていただければと思っています。

また、本会議での知事の答弁で、これまでの経験や教訓を、先ほど来からお話ししている記録集としてまとめるとともに、今後の危機管理体制の強化に生かすともお答えになっています。くらし安全防災局として、今回のコロナの経験を本県の危機管理体制の強化にどのように生かせると考えているのかお尋ねします。

総務危機管理室長

新型コロナの対応は、当初から本当に想像のできない長期の対応となっています。初めて経験する業務について、事態の推移に応じて、本部長の下、全庁を挙げて臨機応変に応援体制を整えて、迅速に対応してきた経験は、本県としても類を見ないものであったと思います。くらし安全防災局が所管する危機管理対処方針や業務継続計画は、基本的には初動体制に関わるものです。今回のコロナのような対応の長期化の観点からは、むしろ大規模災害からの復興体制に通ずる、参考になるところがあると感じているところです。

現時点で本県の危機管理体制にどのように生かしていくのか、整理ができるわけではありませんが、状況変化が大きく、対応が長期化する事案に対する危機管理体制の在り方は今後の大きな検討課題と考えています。

今後、意見書の取りまとめは全庁的な作業になってまいりますが、危機管理体制の充実、強化の観点から、これまでの、そしてこれから対応の検証に臨んでいきたいと考えています。

小野寺委員

この新型コロナに関しては、令和3年3月7日の緊急事態宣言の解除もどう

なるかまだ分からぬ状況です。いずれこれは解除になると思いますが、変異株の問題もあります。あるいはワクチンの接種も一筋の光明だったわけですが、どうも早急に全ての県民、国民の方々に打ち終わるということでもなさそうです。また、オリンピックへの対応もどうなるか分からず、なかなか見通しのつかないことが多いとは思います。ですから、これからも県として様々な経験を重ねていくことになります。当然、冒頭申し上げたように、試行錯誤の連続だと思いますので、当然うまくいくこともあれば、いかないこともあると思いますので、それをしっかりと記録にとどめて、今後に生かしていただきたいと思います。

この新型コロナが収束した際には、今、説明いただいたように全序的な作業になると思いますが、しっかりとこの記録集を取りまとめて、後世に、後世にしっかりと引き継いでいただくとともに、県の危機管理体制の強化につなげていただきたいと要望して次の質問に移ります。

次は、令和2年12月の防災警察常任委員会でもいろいろとやり取りをさせていただいたと記憶していますが、第11次神奈川県交通安全計画について伺います。

先ほど先行会派の質疑でもありました、自転車と二輪車について触れておきたいと思っています。この計画では交通環境、ハード面を整備することによって、人と自動車と自転車などの分離を図って、危険を排除していくということがうたわれていると思います。例えば、自転車保険や、マナー、ルールの啓発、最近は交通事故の加害者としての自転車の側面に注目した施策が目立つわけですが、しかしながら基本的に自転車とは、いわゆる交通弱者にまだまだ属しているのだと私は思っているのです。自転車乗車中の死者数の割合も欧米と比べて高くなっています。そのような状況の中で、先ほども少し触れられたと思いますが、市町村でも様々な計画を立てています。これは平成24年に国交省と警察庁交通局が、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインというものをつくって発出したわけですが、これによって自転車ネットワーク計画を市区町村が策定し、自転車が安全に走行できるような交通空間の設計を促したわけです。しかし、なかなかこれが進まないため、無理なく柔軟に取り組めるように、平成28年にはいろいろな条件を緩和しています。

自転車の走行環境を整備することは、交通安全のために大事なことだと思いますが、まだまだ普及しているとは言えないと思っています。それぞれの道路管理者などが中心になって整備していることは、もちろん承知しているところですが、交通安全計画を取りまとめているくらし安全交通課において、自転車レーンなども含めた走行環境の整備の推進について何か行っていることがあるのか伺います。

くらし安全交通課長

県では、自転車の総合対策を効果的に推進するため、当課が事務局を務め、県警察、(公財)サイクリング協会、(一社)損害保険協会や道路管理者を含む自転車の交通安全に関する機関、団体から成る神奈川県自転車総合対策会議を設置しています。同会議では、自転車の安全普及啓発や保険加入に関するソフト面の取組のほか、ハード面の政策を主体的に取り組んでいる各道路管理者か

ら、自転車レーンなどの取組状況などの報告をいただくなど、道路管理者相互が今後のハード面の整備を推進してもらうための情報を共有する場を提供しています。

小野寺委員

情報を共有する場を提供していることは理解しましたが、例えば、自転車専用レーンの整備などについて、今後、くらし安全交通課として何ができるのか聞いておきたいと思います。

くらし安全交通課長

当課では、先ほど答弁しました自転車総合対策会議などの場で、自転車専用レーンなどのハード面の対策が効果的かつ計画的に進むよう、引き続き道路管理者を含む関係機関などに情報を共有する場を提供していくとともに、必要な対策について働きかけなどをしていくことができるものと考えています。

小野寺委員

先ほどのガイドラインの発出なども、国土交通省と警察庁が双方で行ったということもあり、このような課題は、どこが旗を振っていくかがすごく大事です。割とそれぞれが、うちの所管ではないと感じてしまうところがありますが、やはりくらし安全交通課という県の計画を取りまとめている部署が、今日的な課題についてどんどん積極的に提案してもらいたいと思います。残念ながら我が国の、特に都市部の自転車の走行環境は、世界的に見ても大変劣悪な状況にあると個人的に思っています。新型コロナの影響で自転車の利用者も増えている中で、先ほど申し上げたように、自転車乗車中の死者数の割合が高いこともありますので、やはり交通事故を未然に防いでいく取組をぜひお願いしたいと思います。

次の質問は自転車から少し離ますが、二輪車の駐車場について伺っていきたいと思います。

第10次交通安全計画の中で、総合的な駐車対策の推進という項目があり、その中にきめ細かな駐車規制の推進についてあります。これはいろいろな地域によって事情がある中で、柔軟に駐車規制を行っていくという話ですが、その中に、自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、という一文があるのです。ただ、そこでは二輪車の駐輪場に関しては触れられていないのです。第11次計画においても、その辺りのことが具体的に書き込まれないということであれば、これは問題だということをまずは指摘しておきます。この二輪車の駐車場に関しては、もちろん、くらし安全交通課が直接整備を行うものではないことを十分承知の上でお尋ねをするわけですが、先ほどから申し上げているこの交通安全計画の事務局として、二輪車駐車場整備に取り組めることはないのかを伺います。

くらし安全交通課長

歩道や車道の無秩序な二輪車の駐車を抑制することは、安全かつ円滑な道路交通を確保するため重要なことと認識しています。県内でも二輪車の駐車対策として、二輪車の自転車駐輪場への受入れのほか、市と関係機関との協議により、自動車の駐車枠を二輪車駐車場に整備しているなど、徐々にではありますが、自動二輪車の駐車場が整備されていることも承知しています。

第11次計画を作成している事務局としては、これら市などが進める二輪車駐

車対策が効果的かつ計画的に進められるように、必要な対策について働きかけをしていきます。

小野寺委員

どうか様々なところで働きかけをするとともに、明記をしていただければありがたいと思っています。自転車の駐輪場に止められるようにしたり、自動車用のパーキングメーターのところにオートバイを止められるようにしたりと、全国各地で様々対策も進んでいると承知しています。やはり二輪車のユーザーが大変不自由な思いをしていることが相変わらずの現実ですので、しっかり進めていただきたいと思います。

先ほどの自転車の質疑と合わせて、第11次神奈川県交通安全計画についても申し上げましたが、くらし安全交通課はこの計画の事務局ですので、全体の旗振り役として、かつ調整役として、この計画を実効性あるものにしていただきたいと思います。

また、先ほど少し触れましたが、自転車活用推進法や、さきのガイドラインの策定を受けて、本県でも、例えば、県西部で未病いやしの里の駅などの地域資源を生かして、サイクリストのための自転車の駅を地域の全ての市町で整備することも進んでいるようです。そのような自転車の利用環境を改善していくために、ぜひ努力していただきたいということを申し上げて私の質問を終わります。